



「北限のゆず」1次加工品等注文書兼同意書

発注日：平成 年 月 日

北限のゆず研究会会長 あて

会社名・団体名

印

住 所 〒

発注担当者氏名

電 話 番 号 電話： — —

E - メ - ル

納 品 先 上記と同じ（記入不要）・下記のとおり

〒

電 話 番 号 電話 — —

遵守事項に同意し、以下のとおり発注します。

【発注内容】

品名		規格	価格(税込)	数量	金額
果汁		4.5 kgボトル	14,000 円	個	円
		4.5 kgボトル・得※	13,000 円	個	円
		1 kgボトル	3,200 円	個	円
果皮	スライス(3mm)	1 kg袋詰め	1,800 円	袋	円
	搾汁残渣(種子、じょうのう除去)	1 kg袋詰め	250 円	袋	円
	搾汁残渣(種子、じょうのう未処理)	1 kg袋詰め	100 円	袋	円
果実(A品)		1 kgバラ	500 円	kg	円
—		—	—	合計	円

※ 果汁の「4.5 kgボトル・得」は、100 kg以上購入時の特価です。

- 送料は別途御負担願います。
- 果汁、果皮は、いずれも冷凍品です。
- 果実は、季節限定販売のため、問合せ先に予め御確認のうえ発注願います。
- 受注後 10 日以内に商品を発送します（急ぎの場合は応相談）。状況によって遅れる場合がございます。
- 代金は、商品受領後 30 日以内にお振込願います（口座は請求書に記載）。

【遵守事項】

「北限のゆず」ロゴマーク使用規約（裏面）の記載内容を履行すること。

なお、「北限のゆず」ロゴマークは、本注文書兼同意書による受注後、「北限のゆず研究会」から提供します。

【問合せ先】

北限のゆず研究会会員・社会福祉法人 燦々会 あすなろホーム

電話：0192-55-2978、FAX：0192-53-1336

E-mail：sun2-asunaro@clock.ocn.ne.jp

(裏面)

「北限のゆず」ロゴマーク使用規約

北限のゆず研究会

第1 趣旨

この規約は、「北限のゆず」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この規約において「北限のゆず」とは、北限のゆず研究会会長が販売する果汁、果皮及び果実をいう。

第3 形状

ロゴマークの形状並びに色彩及び寸法の割合等は、以下を原則とする。



第4 使用の義務及びその範囲

「北限のゆず」を使用した商品を販売する者は、その商品及びその広報物に、必ずロゴマークを表示しなければならない。また、その他に使用してはならない。

ただし、北限のゆず研究会会長が適当と認めた場合は、それ以外にも使用できることとする。

第5 提供形態

北限のゆず研究会会長は、「北限のゆず」を使用した商品を販売する者に、ロゴマークを次の各号のいずれかの形態で提供する。

- ① 電子媒体
- ② その他、北限のゆず研究会会長が適当と認めた形態

第6 使用の停止等

北限のゆず研究会会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマークや「北限のゆず」の使用の停止など、必要な措置を取ることができる。

- ① 「北限のゆず」を使用したにもかかわらず、商品にロゴマークを表示しなかったとき
- ② 「北限のゆず」を使用していないにもかかわらず、商品又は広報物にロゴマークを使用したとき
- ③ 「北限のゆず」の使用または不使用に虚偽があったとき
- ④ 「北限のゆず」の品位が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき
- ⑤ その他、この規約の定める事項に違反したとき

本規約は平成27年2月12日から適用する。

平成30年8月8日改正